



学校評価について

令和2年（2020年）12月1日 学校運営協議会

学校評価は、
学校教育法及び学校教育法施行規則に基づいて行われます

学校教育法（抄）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

学校教育法施行規則（抄）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定し行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

要約すると・・・

学校の組織的・継続的な取組

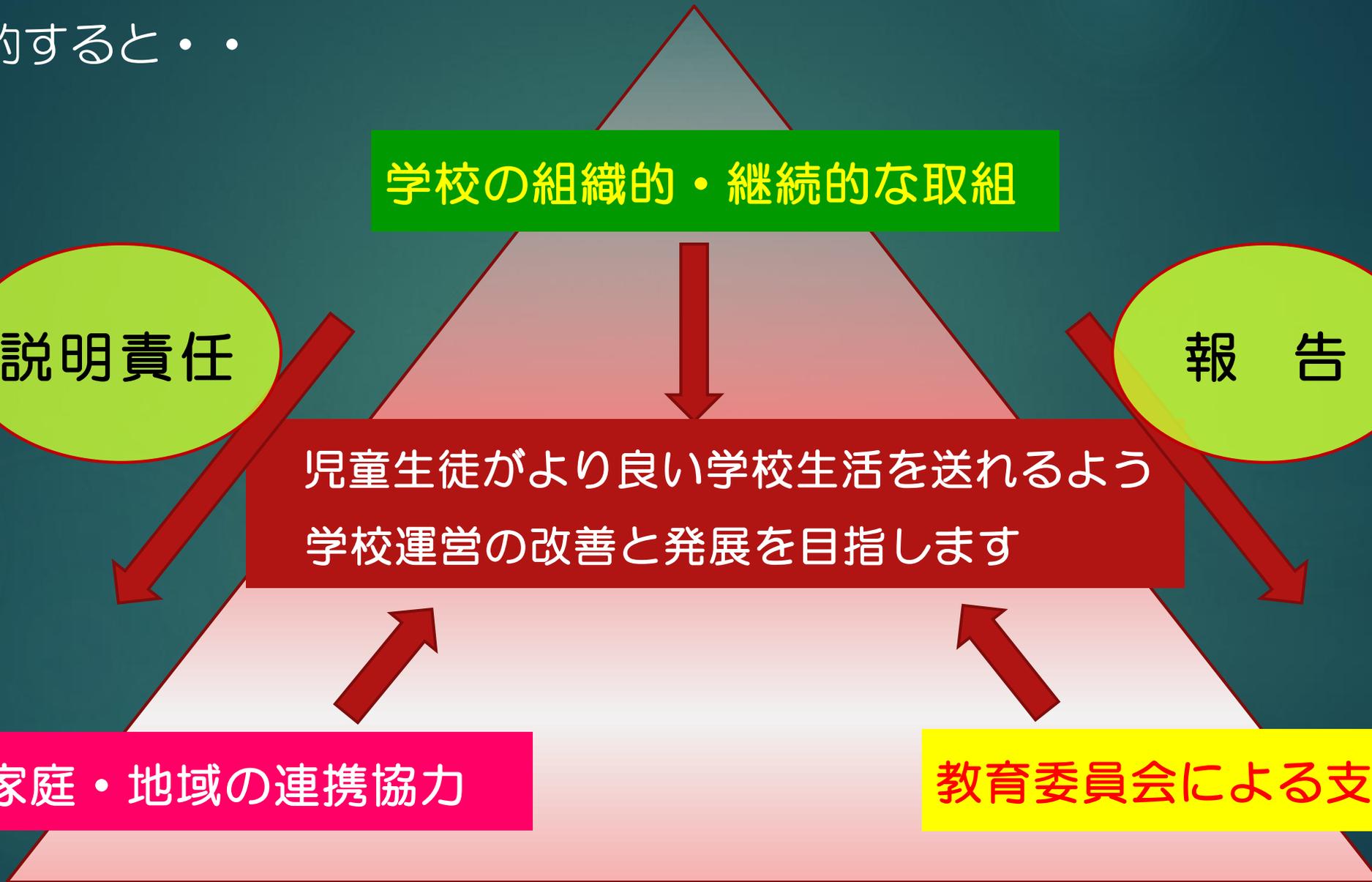
説明責任

報告

児童生徒がより良い学校生活を送れるよう
学校運営の改善と発展を目指します

学校・家庭・地域の連携協力

教育委員会による支援・改善



学校の組織的・継続的な取組

- 学校として目指すべき重点目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等を評価することにより、組織的・継続的に学校運営を改善します。

学校運営の改善（PDCA）サイクルなど

学校・家庭・地域の連携協力

・自己評価及び保護者など学校関係者による評価の実施・公表により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者や地域住民からの理解と参画を得ながら、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めます。

コミュニティスクール、学校評価アンケートの実施
家庭や地域に支えられる開かれた学校づくりの推進 など

教育委員会による支援・改善

- 学校評価の結果を踏まえて、教育委員会などが、学校に対する支援・改善を行うことにより、教育水準の保証・向上を図ります。

学校評価の結果を教育委員会に報告し、課題を共有
学校への予算配分や人事配置など適切な支援 など

学校評価の実施について <改善サイクル>

- 学校として、重点目標を設定
- 前年度の評価、アンケートなどの結果を反映

Plan

学校重点目標

Do

目標達成のための
具体的な取り組み

- 重点目標の達成を目指した具体的な取り組み

Action

改善

Check

学校関係者評価
自己評価

- 重点目標の達成状況や取組状況を把握整理し、適切かどうか等を評価

- 今後の改善方策に基づき、具体的な改善を図る

<今年度の学校評価の流れ>

●学校評価アンケート

1 1月30日～ 職員配布

1 2月 4日～ 保護者配布

1 2月14日 締め切り

集 計

1月 職員会議で集計結果報告

2月 学校運営協議会で報告、意見集約
第三者評価

学校運営協議会
第三者評価

3月 道教委へ学校評価報告

●年度末反省

1 1月～ 各学部、校務分掌、委員会等で反省

1 2月
1月 職員会議で報告

2月～各学部、校務分掌、委員会で課題解決
と、次年度の方向性を検討

2月職員会議で方向性を確認

3月 職員会議で新年度計画提案

回答、報告

次年度の学校評価について（検討事項）

- 評価アンケートの項目見直し
- 学校評価と、年度末反省の一元化